

# 家庭的保育事業(保育認定)

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算Ⅰ ⑤	資格保有者加算 ⑥		家庭的保育補助者加算 ⑦	
					処遇改善等加算Ⅰ		処遇改善等加算Ⅰ	
10/100 地域	3号	保育標準時間認定 保育短時間認定	166,500	$1,570 \times \text{加算率}$	5,190	$50 \times \text{加算率}$	利用子どもが4人以上の場合 28,290 利用子どもが3人以下の場合 24,100	$280 \times \text{加算率}$ $240 \times \text{加算率}$

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	家庭的保育支援加算 ⑧		障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑨ 処遇改善等加算 I			減価償却費加算 ⑩ 加算額 標準   都市部		
10/100 地域	3号	保育標準時間認定 + 保育短時間認定	49,620 + 44,070	35,360	+ 350	× 加算率	A地域	8,200	9,000	
							B地域	7,800	8,600	
							C地域	7,400	8,100	
							D地域	7,000	7,700	



## 加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A：処遇改善加算Ⅱ－① 48,860 ÷ 各月初日の利用子ども数		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A若しくはBのいずれかとする		
		B：処遇改善加算Ⅱ－② 6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数				
冷暖房費加算	⑯	1 級 地	1,740	4 級 地	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域	
		2 級 地	1,550	そ の 他 地 域		110
		3 級 地	1,530			
除雪費加算	⑰	6,080		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	⑱	152,460 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	⑲	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	㉑	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算	㉒	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		